



# 第113回 定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時  
受付開始予定：午前9時15分

**開催場所** 広電本社ビル3階会議室  
広島市中区東千田町二丁目9番29号

**決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役10名選任の件

✉ 郵送による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時00分まで

## 【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染回避のため議決権の行使は郵送（書面）で行い、当日のご来場は自粛をご検討ください。

なお、本総会における感染予防の対応に関する詳細は、同封しております「新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。また、今後開催場所などの変更が生じた場合は、下記当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

( <https://www.hiroden.co.jp/> )

## 目次

第113回定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	4
連結計算書類……………	27
計算書類……………	29
監査報告書……………	31
株主総会参考書類……………	37

株主総会ご出席者への市内電車特別乗車券の配布を取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

広島市中区東千田町二丁目9番29号  
広 島 電 鉄 株 式 会 社  
代表取締役社長 椋 田 昌 夫

## 第113回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、事情ご賢察のうえ、郵送（書面）による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、できる限り同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたく重ねてお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号

広電本社ビル3階会議室

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第113期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第113期連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役10名選任の件

以上

---

当日の受付開始は、午前9時15分を予定しております。

**当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.hiroden.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.hiroden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

## 郵送（書面）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、郵送（書面）により議決権行使をされた場合でも、株主総会にご来場いただくことは可能です。

（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）



## 株主総会にご出席される場合

会場へお越しの際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。

株主総会日時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時15分）



行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 広島電鉄株式会社 御中		基本日債仕のご所有株式数	株 票
株主総会日 2022年6月29日	議決権の数	議決権の数	株 票
私は上記開催の定株主総会（継続会または繰会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。 2022年6月 日			
議案「原案に対する賛否」		議決権の数は1単位ごとに1個となります。	
第1号	賛	否	
第2号	賛	否	
お願い			
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場へご持参ください。			
2. 当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙にご賛否をご表示の上、お届の日に返送ください。			
3. 同号の議案において、候補者の一部の者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考資料の候補者番号をご記入ください。			
株主番号		_____	
広島電鉄株式会社			

こちらに、議案に対する賛否をご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号	○	○
第2号	○	○
	但し	を除く

●賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

●否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示する場合、「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、ワクチン接種が進み、感染対策と経済社会活動の両立を進めた結果、個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、総じて厳しい状況で推移いたしました。また、感染症の動向やエネルギー価格の上昇、海外の政治情勢等への懸念により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループを取り巻く経営環境が急速に変化する中、2020年度を初年度とする中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画2022」の見直しを行いました。経営戦略として新たに「既存事業の変革と新たな事業機会への挑戦」と「成長性の高い事業領域への経営資本再配分」を追加し、事業継続に向けた取り組み施策を推進しました。

当社グループ各社は、中期経営計画に基づく設備投資計画におきましても必要な見直しを行い、固定費の削減にも努めるとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置終了後には、施設の営業再開や、新たな企画乗車券の発売等、ウィズコロナの時代における需要拡大に向け、お客様や従業員の安全を最優先に考え、感染防止対策を十分にとりながら取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して7.8%、1,985百万円増加して、27,395百万円となりました。利益につきましては、営業損益は、前連結会計年度の営業損失6,057百万円に対し、4,523百万円の営業損失となり、経常損益は、前連結会計年度の経常損失6,049百万円に対し、4,447百万円の経常損失となりました。特別損益につきましては、自動車事業に係る「運行補助金」や「新型コロナウイルス感染症に係る助成金」などが減少したものの、前連結会計年度にホテル事業に係る固定資産について「減損損失」を計上した反動により、概ね前年並みとなり、繰延税金資産の取崩しを行った前連結会計年度と比較して法人税等が減少した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度と比較して2,238百万円改善したものの、1,053百万円の当期純損失となりました。

このような業績結果を踏まえ、今後の財務状況などを勘案いたしました結果、誠に遺憾ではございますが、前期に引き続き、配当は無配とさせていただきます。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

## (1)運輸業

運輸業におきましては、広島県では上半期に2度にわたって緊急事態宣言が発出されたものの、第3四半期は感染者数も減少に転じ、経済活動の再開の動きが見られ、輸送人員が回復傾向となりましたが、2022年1月よりまん延防止等重点措置が広島県内で発出されたことに伴い、再び輸送人員が減少する状況となりました。引き続き、乗務員のマスク着用の義務づけ、電車・バス車内の定期的な消毒、空調機やドア・窓開けによる車内の換気などの新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、お客様に車内の混雑状況をお知らせし、時差通勤やオフピーク利用のご協力をお願いすることにより、お客様や従業員の安全の確保を図りました。

従来からの少子高齢化の進行に加えて、新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」が浸透する中で、輸送需要が全般にわたり低迷している地域の公共交通を巡る状況を踏まえ、当社グループは、地域社会の持続的な発展に必要な社会インフラとしての公共交通の路線ネットワークを確保するため、将来にわたって持続可能な新たな交通システムの構築を目指し、様々な取り組みを実施しました。

広島都市圏におけるMaaS事業の中核であるデジタルチケットサービス「MOBIRY（モビリー）」について、オフピークチケット対応やAIオンデマンド交通とのシステム連携など、前連結会計年度に引き続き利便性向上と機能強化を図りました。また、宮島口整備事業につきましても、2022年7月の供用開始に向けて広電宮島口駅の移設工事を進めるとともに、広島駅南口広場の再整備等事業に伴う路面電車の広島駅前大橋ルート整備につきましても、JRとバス・路面電車との乗継時間の短縮、市内中心部への定時性やアクセス時間の改善を図ることで、広島駅周辺を陸の玄関にふさわしいまちづくりに対応すべく、2025年春の完成を目指して順調に工事を進めております。

鉄軌道事業では、旅客サービスの向上とバリアフリー化の推進に向けて、2022年3月に超低床車両5200形1編成を導入したほか、お客様の利用環境向上のため横川駅ロケーションシステムの改修などを実施する一方で、宇品線の一部区間のレール交換工事など輸送の安全確保のための改修を実施しました。また1000形車両で実施しておりますICカード全扉乗降方式を30m級の連接車にも順次拡大し、利便性と定時性の向上を目指す取り組みを開始しました。

自動車事業では、鉄軌道事業と同様に旅客サービスの向上とバリアフリー化の推進に向けて車両代替を行ったほか、ICTを活用した運行管理の高度化を目指して、国が実施するIT機器を活用した遠隔点呼に関する実証実験に積極的に参加しております。

鉄軌道事業、自動車事業ともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、経済活動の再開の動きに応じて輸送人員が増加し増収となり、原油価格の高騰に伴って燃料費が増加する中、お客様の利用実態に応じたダイヤ改正などの運行効率化を進め、費用の削減に努めました。

海上運送業では、2021年10月に新造船「伊都岐」が就航いたしました。海上運送業および索道業では、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、宮島来島者の回復傾向が徐々に見られ、増収となりました。

航空運送代理業では、新型コロナウイルス感染拡大以降、航空会社の運休・減便が続いておりますが、従業員の一時帰休を継続実施するなど収支改善を図るとともに、就航便が少ない中で、受付カウンター、出発ロビーでのOJT教育を行うなど、業務資格の更新、業務体制の維持に努めました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して3.0%、446百万円増加して15,228百万円となり、営業損益は前連結会計年度と比較して752百万円改善したものの6,422百万円の営業損失となりました。なお、運行補助金を含めた損益は、前連結会計年度の4,881百万円の損失に対し、4,177百万円の損失となりました。

## (2) 流通業

流通業におきましては、山陽自動車道の宮島、下松の両サービスエリア店舗では、ほぼ前連結会計年度並みの売上となりましたが、施設運営管理事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による廿日市市宮島口の観光商業施設「etto (エット)」の長期にわたる休業や、宮島口整備事業により宮島口平面駐車場を2020年9月に営業終了したことに伴う影響が大きく、減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して4.6%、59百万円減少して1,241百万円となり、営業損益は前連結会計年度と比較して67百万円改善したものの55百万円の営業損失となりました。

## (3) 不動産業

不動産業におきましては、不動産賃貸業では、2022年3月に社員寮と一般賃貸を兼ねた賃貸マンション「トランコート五日市駅前」が完成しました。2021年9月の「ファミリータウン広電楽々園」内の商業施設「ナイスディ」棟の閉館や、店舗施設などの賃貸料減額による影響が大きく、減収となりました。

不動産販売業では、2021年5月に完成した広島県安芸郡府中町の分譲マンション「ザ・府中レジデンス」が完売したほか、前年度に引き続き広島市中区に分譲マンション「hitoto 広島The Tower」や広島市佐伯区の「グリーンフォートそらの」の分譲販売を推進し、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して33.3%、1,700百万円増加して6,808百万円となり、営業利益は前連結会計年度の営業利益1,522百万円に対し、24.5%、372百万円増加し、1,895百万円となりました。

#### (4) 建設業

建設業におきましては、宮島口整備事業などグループ向け工事のほか、広島市安佐南区の大塚地区における土地区画整理事業に伴う造成工事、その他民間企業の工場や物流センターなどの民間工事の進捗が寄与し、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して16.6%、773百万円増加して5,439百万円となり、営業利益は前連結会計年度の営業利益166百万円に対し、22.4%、37百万円増加し、203百万円となりました。

#### (5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、2021年1月末日をもってホテル業を廃止したことに伴う減収影響があった一方で、ゴルフ業では、広島県三原市の「グリーンバースゴルフ倶楽部」の新たな会員制度であるプレミアム会員の募集を開始したことによる増収や引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、コース整備を重点的に行い、中国ゴルフ連盟主催の大会を開催するなど来場者の増加に努めた結果、来場者数は対前年で8.8%増加し、増収となりました。また、広島市東区のゴルフ練習場「広電ゴルフ」におきましては、女性会員促進イベントや初心者スクールイベントの開催などの実施により女性来場者の増加に注力したほか、特に若年齢層の来場者が増加し、増収となりました。

ボウリング業におきましては、前年度中止となった「健康ボウリング教室」の再開などにより、減少していた会員数についても徐々に回復傾向が見られ、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して16.1%、156百万円減少して、813百万円となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて不採算となっていたホテル業の廃止による増益効果もあり、営業損益は前連結会計年度の営業損失432百万円に対し、1百万円の営業利益となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は3,720百万円であり、主なものは次のとおりであります。

運輸業	国産超低床型路面電車購入（1編成）	440 百万円
	広電宮島口駅移設工事（開発中）	1,253
	自動車事業用車両購入（12両）	268
	新造船「伊都岐」購入	327
不動産業	賃貸マンション「トランコート五日市駅前」新築工事	496 百万円
レジャー・サービス業	低酸素ジム新設工事	30 百万円



### 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入金により資金調達を行っております。なお、当連結会計年度末現在の社債を含めた借入金総額は26,695百万円で、前連結会計年度末と比べ4,792百万円増加しております。

### 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新たな変異株の感染拡大により新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明な中で、特に運輸業におきましては、2022年度以降もコロナ禍以前の収益の回復が見込めない可能性があると思われまます。

2022年度は、運輸業を中心とする当社グループにとって、少子高齢化の進展や新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした社会の変化に対応できる収益構造を再構築し、黒字転換とその後の当社グループ全体の持続的な成長に向けた重要な時期であると認識しております。広電グループでは「お客様に満足いただける高品質なサービスの提供」を経営の基本方針とし、中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画2022」の経営戦略に掲げる「既存事業の変革」と「新たな事業機会への挑戦」を推進し、「わかりやすく使いやすい公共交通」と「にぎわいのあるまちづくり」を目指し取り組んでまいります。また、社会の変化に強い事業ポートフォリオの構築に向けて、ビジネスモデルが異なる新たな事業分野への進出を進めるとともに、輸送の安全確保を前提として、運輸業自体の事業構造を転換することで、省コストを図り、安定した経営基盤の構築を目指してまいります。

新たな取り組みとして2020年11月に当社を含む16社が出資して設立した広島国際空港(株)を通じて、2021年7月から開始された空港運営事業に参画いたしました。今後はさらに、広島市が実施する公有地の民間活用Park-PFI制度における「旧広島市民球場跡地整備等事業」や「中央公園広場エリア等整備・管理運営事業」への参画や、広島都心のまちづくり組織への参画・連携を通じて、賑わいづくりやまちづくりに積極的に携わり、将来的には、広島都心の価値向上や地域の活性化、交流人口の拡大、回遊性の向上が図られることで、当社事業への親和性や、相乗効果による当社グループ全体の収益性を高め、持続可能な事業展開を目指します。

当社グループがお客様や地域社会から将来にわたって支持され続ける企業グループとして、ニューノーマル時代に対応した体制を構築し、ESGの観点やSDGsを意識しながら、中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画」で掲げる経営戦略をさらに発展させて取り組んでまいります。

なお、次期につきましては、経済活動が漸次再開される前提のもと、収益構造の再構築を目指す諸施策を通じて黒字転換を見込んでおり、復配を予定しております。

各セグメントにおける対処すべき課題については、次のとおりであります。

## (1)運輸業

運輸業におきましては、2020年11月に地方の乗合バス事業に係る独占禁止法適用除外に関する特例法が施行されたことにより、事業者間での運行回数、運行系統の調整や運賃収入のプール精算が可能となったことから、当社グループは、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向け、広島市をはじめとする沿線自治体や他事業者と協議のうえ、さらなる路線再編の検討を進めてまいります。

広島市中心部では当社グループの電車、バスのほか、他のバス事業者も路線バスを運行しており、交通事業者7社が共同経営の協定を締結し、広島市中心部の対象区間内で完結する路線バスおよび電車市内線（白島線を除く）の運賃を220円均一にすることと併せて、路線バスと電車市内線の相互利用が可能な広島シティパスの対象エリアの拡大や6時間乗り放題のデジタルフリー乗車券新設などの取り組みを進めてまいります。これらの施策により、事業者の枠を超えた電車・バス共通のサービスを導入することで、地域住民・来訪者にとって「わかりやすく使いやすい」持続可能な公共交通とすることを目指しており、移動を便利にすることで地域を活性化し、広島のみちづくりに貢献してまいります。

また、当社では2008年にサービスを開始したPASPYシステムに代わる新たな方式の乗車券システムの開発に着手しております。新方式では曜日別や時間帯別の利用状況に応じた柔軟な運賃制度が実現可能となり、利便性の向上やシステム全体の低廉化を図ることを目的として、2024年10月の導入を目指して開発を進めてまいります。

鉄軌道事業におきましては、2022年8月に宮島線開業100周年を迎えますが、広島県や廿日市市が事業主体の宮島口整備事業に伴う軌道移設工事を進め、2022年7月より新しい広電宮島口駅の供用開始を予定しております。観光商業施設「etto（エット）」とともに宮島口周辺地区の観光拠点としての賑わいと快適性・利便性の向上を目指して取り組んでまいります。

自動車事業におきましては、ICTを活用した運行管理の高度化に取り組み、安全性の向上を図りながら各営業所の運行管理業務を集約するとともに、DXを推進することで効率化を進め、生産性の向上につなげてまいります。

海上運送業および索道業におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種が進み、宮島観光客も増加傾向が予想されている中、安全管理、感染防止対策を強化するとともに、サービスや快適性を向上させ、利用促進を図ってまいります。

航空運送代理業におきましては、今後新たな変異株の感染拡大等による利用客の動向が懸念されますが、感染リスクの対応を徹底したうえで安全安心な運航を第一目標として、お客様満足の向上に努力してまいります。

## (2) 流通業

流通業におきましては、2022年3月で道路会社とのテナント契約が満了時期を迎えた下松サービスエリア店舗では、高速道路交通量の減少による売上の伸び悩みや運営面における人手不足や利益率の低下など多くの課題を抱えていたため、契約の更新を見送りました。宮島サービスエリア店舗につきましては、今後の高速道路交通量や利用者の動向を踏まえながら、利便性と快適性をさらに高められるよう努めてまいります。

## (3) 不動産業

不動産業におきましては、当社グループが保有する資産の有効活用を推進し、開発にあたっては専門的なノウハウを持つ当社グループ以外の事業者などとも連携しながら人が集まり、夢がある街づくりに取り組み、広島活性化に寄与することで、公共交通を中心とする当社グループの事業の持続的な成長を目指してまいります。現在、広島市中区において分譲マンション「ザ・タワーレジデンス広島富士見町」の建設を進めているほか、2021年1月末日をもって営業を終了したホテルニューヒロデンの建物跡地、広島市西区己斐本町の社員寮跡地では分譲マンション事業を立ち上げております。また、広島市佐伯区の「ファミリータウン広電楽々園」内のテナント商業施設「ナイスディ」棟につきましては、2021年9月に閉館いたしました。今後「ファミリータウン広電楽々園」全体の具体的な活用方針の検討を進めていき、収益を最大限確保できるよう事業展開を図ってまいります。

## (4) 建設業

建設業におきましては、来年度以降工事が本格化する広島駅南口広場の再整備等事業に伴う路面電車の広島駅前大橋ルート整備をはじめ、広島市安佐南区の大塚地区における土地区画整理に伴う大規模再開発事業等についても着実に工事を進めてまいります。

## (5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、積極的な営業活動を展開するとともに、引き続き顧客満足度の向上に取り組むほか、子会社においても新規事業への取り組みを進めてまいります。(株)ヒロデンプラザにおいては低酸素ジム部門を新設し、今後中国地方初の個室型低酸素ジム事業による収益拡大に取り組んでまいります。

広島市中区のボウリング場「広電ボウル」では、ボウリング教室などの様々なイベントや新たな企画などを実施し、来場者の増加に努めてまいります。

広島県三原市の「グリーンバースゴルフ倶楽部」では、入場者の拡充ならびに一年会員と2021年度から募集を開始したプレミアム会員の加入継続および新規獲得を目指し、積極的な営業活動を行うとともに、より一層のコース整備の充実に努め、「来場者の満足度の向上」により、リピーターの確保や来場者の増加に努めるなど、経営基盤の強化を図ってまいります。広島市東区のゴルフ練習場「広電ゴルフ」では、女性来場者の比率をさらに高めるとともに、練習場・ゴルフ用品・レッスンの三本の矢で、お客様の「上手になりたい」とのお気持ちに応え、固定客の増加に努めてまいります。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第110期	第111期	第112期	第113期 (当連結会計年度)
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
営業収益 (百万円)	36,545	32,910	25,409	27,395
経常損失 (△) (百万円)	△322	△290	△6,049	△4,447
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	636	629	△3,291	△1,053
1株当たり当期純利益又 は純損失 (△)	20円98銭	20円76銭	△108円51銭	△34円70銭
総 資 産 (百万円)	88,758	89,831	92,121	92,503
純 資 産 (百万円)	42,178	42,275	39,384	38,695

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第113期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

## 6. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
運輸業	鉄軌道事業、自動車事業、海上運送業、索道業、航空運送代理業、ハイヤー事業
流通業	物品販売業
不動産業	不動産賃貸業、不動産販売業
建設業	土木・建築業
レジャー・サービス業	飲食業、ボウリング業、ゴルフ業

## 7. 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

### (1) 親会社の状況

該当事項はございません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
広電建設株式会社	50百万円	100%	土木・建築業

## 8. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

### (1) 当社

事業所名	所在地
本社	広島市中区東千田町二丁目9番29号
鉄軌道事業 千田営業課 西広島営業課	広島市中区東千田町 広島市西区草津南
自動車事業 曙営業課 仁保営業課 江波営業課 広島南営業課 西風新都営業課 広島北営業課 呉中央営業課 焼山営業課	広島市東区曙 広島市南区仁保沖町 広島市中区江波西 広島市中区西白島町 広島市佐伯区石内北 広島市西区小河南町 広島県呉市築地町 広島県呉市焼山北
不動産事業	広島市中区東千田町

### (2) 重要な子会社

会社名・事業所名	所在地
広電建設株式会社 本社	広島市中区東千田町

## 9. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
運輸業	1,984 名	△27 名
流通業	37	△2
不動産業	165	+2
建設業	67	+3
レジャー・サービス業	31	△55
合計	2,284	△79

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,733 名	△17 名	47.6 歳	17.5 年

(注) 出向者50名を含み、退職者15名、労働組合専従者7名、臨時雇・嘱託117名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社広島銀行	7,030 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,646
三井住友信託銀行株式会社	2,612
日本生命保険相互会社	2,128
株式会社みずほ銀行	1,573
株式会社日本政策投資銀行	1,404
株式会社山陰合同銀行	1,086
株式会社もみじ銀行	1,082
株式会社商工組合中央金庫	891
株式会社中国銀行	762
株式会社山口銀行	762

## Ⅱ 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 120,000 千株  
 (2)発行済株式の総数 30,445 千株  
 (3)株主数 4,997 名 (前事業年度末比+372名)  
 (4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
広島日野自動車株式会社	1,170 千株	3.9 %
株式会社広島銀行	1,044	3.4
株式会社三菱UFJ銀行	877	2.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 五洋建設口	757	2.5
出光興産株式会社	750	2.5
株式会社鴻治組	701	2.3
広島ガス株式会社	618	2.0
三井住友海上火災保険株式会社	435	1.4
野村信託銀行株式会社 退職給付信託 三菱UFJ信託銀行口	375	1.2
いすゞ自動車株式会社	300	1.0

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (69,159株) を控除して計算しております。  
 2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式 802千株 (持株比率2.6%) を含んでおります (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 広島銀行口」であります)。なお、当該株式は、信託約款の定めにより株式会社広島銀行が議決権を留保しております。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	椋 田 昌 夫		広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長
専務取締役	仮 井 康 裕	交通技術研究室 交通政策本部 人財管理本部担当 DX戦略室長	宮島松大汽船(株) 代表取締役会長
常務取締役	横 田 好 明	経営企画室 地域共創本部 バス事業本部担当 広報・ブランド戦略室長	広電エアサポート(株) 代表取締役会長 (株)ヒロデンプラザ 代表取締役会長
常務取締役	瀬 崎 敏 正	不動産事業本部長	広電建設(株) 代表取締役社長 (株)広電宮島ガーデン 代表取締役社長
常務取締役	岡 田 茂	経営管理本部長	
取締役	平 町 隆 典	電車事業本部長	
取締役	立 岩 薫	交通政策本部長	
社外取締役	田 村 興 造		広島ガス(株) 代表取締役会長
社外取締役	荒 本 徹 哉		
社外取締役	平 田 かおり		
常勤監査役	尾 崎 宏 明		
社外監査役	坂 井 康 成		
社外監査役	川 上 清 一		

- (注) 1. 取締役田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏は、社外取締役であります。
2. 監査役坂井康成氏および川上清一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役坂井康成氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役川上清一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各社外取締役および各社外監査役を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 2021年6月29日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役倉本勇治氏、取締役藤元秀樹氏は任期満了により退任いたしました。



## 6. 上記5.と同日開催の取締役会において、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	地位	担当
仮井 康 裕	専務取締役	交通技術研究室、交通政策本部、人財管理本部担当、DX戦略室長
横 田 好 明	常務取締役	経営企画室、地域共創本部、バス事業本部担当、広報・ブランド戦略室長
瀬 崎 敏 正	常務取締役	不動産事業本部長
岡 田 茂	常務取締役	経営管理本部長
立 岩 薫	取締役	交通政策本部長

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の地位および担当は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
末 松 辰 義	執行役員	地域共創本部長
八 木 康 夫	執行役員	人財管理本部長
山 根 辰 夫	執行役員	バス事業本部長
玉 田 和	執行役員	交通政策本部副本部長
小 島 亮 二	執行役員	経営管理本部副本部長、経営企画室長
東 耕 一	執行役員	電車事業本部副本部長
山 田 康 敬	執行役員	不動産事業本部副本部長

## (2) 取締役および監査役の報酬等

## ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

## ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2019年6月17日に制定した取締役報酬内規（以下、「内規」という。）を踏まえ、代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当取締役による協議を経て、2021年2月12日開催の取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を制定しております。

また、2021年6月21日開催の取締役会において、報酬諮問委員会の設置、決定方針および内規の改定を決議し、2021年6月29日に報酬諮問委員会を新たに設置いたしました。

## イ. 決定方針の内容の概要

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、次のとおりであります。

当社の事業は運輸業を中心とする公共性の高い事業であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、将来に向けて持続可能な安定した企業経営を継続して推進するため、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の個人別の報酬等は、内規に基づき、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で、決定するものとする。各取締役の報酬等は、固定報酬とし、地位、担当職務、在籍年数、年度業績および各取締役の業績寄与度を勘案し、年度毎に決定のうえ月例支給とする。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得るものとする。取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会における代表取締役一任の決議によって、代表取締役が報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会では、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方針および内規により決定することを2021年6月29日に開催した報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得ております。また、取締役の個人別の報酬等の内容について、同日開催の取締役会において、決定方針および内規により代表取締役一任とすることを決議しております。これにより、取締役会は、事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額250百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

当社監査役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容について代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得て、2021年6月29日開催の取締役会において、代表取締役社長椋田昌夫氏に取締役の個人別の報酬等の額の決定を一任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬分、代表権分、使用人分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したからであります。

なお、代表取締役は決定方針および内規により、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の額を決定することにしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (3)	185百万円 (16)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	39 (19)
計	15	225

- (注)1. 業績連動報酬の支給はありません。  
 2. 非金銭報酬等の支給はありません。  
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役および各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役の田村興造氏は、広島ガス株式会社の代表取締役会長を兼務しております。同社は、当社と一般消費者としての通常の取引を行っております。同社は当社株式数の2.0%を保有する大株主であります。

## ②当事業年度における主な活動状況

### ア. 社外取締役

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田村 興造	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、上場会社の経営者としての経験を活かし、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督すべく、積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会6回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>
社外取締役	荒本 徹哉	<p>2021年6月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、地方自治体における都市整備に関する業務の責任者や、公共交通に関わる企業の経営者等を歴任した経験を活かし、まちづくりや交通政策の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督すべく、積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会6回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>
社外取締役	平田 かおり	<p>2021年6月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のうち9回に出席し、弁護士として、特に人事・労務分野において有する経験を活かし、当社グループの人事戦略の推進について客観的な視点で独立性をもって監督すべく、また、女性の取締役としてダイバーシティの推進に寄与すべく積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会6回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>

### イ. 社外監査役

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	坂井 康成	<p>当事業年度開催の取締役会13回、監査役会13回の全てに出席し、また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、金融機関での経験と財務および会計に関する知識から、適宜意見を述べております。</p>
社外監査役	川上 清一	<p>当事業年度開催の取締役会13回、監査役会13回の全てに出席し、また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、税理士としての経験と知識から、適宜意見を述べております。</p>

### 3. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

内 容	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の子会社の広島観光開発株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の計算関係書類の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (3) 非監査業務の内容

税務に関するアドバイザー業務

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

## 4. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について取締役会決議により次のとおり定め、本方針に従い適法かつ効率的な企業活動を推進しております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が重要事案の決定を行うにあたっては、法令および定款に則り定めた取締役会規程および経営会議規程に基づき、取締役会や経営会議において適法性・妥当性の有無をはじめとした総合的な検討を行う。また、取締役は、取締役会や経営会議において職務の執行に関する報告を迅速に行い、他の取締役は報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況を監督する。

執行役員は、自ら執行する職務の執行状況をその職務を担当する取締役に随時報告し、重要な執行状況に関しては取締役会や経営会議で迅速に報告する。担当取締役および他の取締役は、報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況はもとより、執行役員による職務の執行状況を監督する。

使用人が日常の職務を執行するにあたっては、業務の組織的かつ効率的な運営を図るために定めた職務権限規程に基づき、稟議手続規程に従って起案した決裁文書により意思決定を行い、会社組織として適法・適正に職務を執行する。

当社は、財務報告の作成および開示にあたっては、有効な内部統制システムの整備・運用を行い、財務報告の適正性を確保する。また、取締役会規程および経営会議規程その他の社内規程について、規程類管理規程に定める手続きに従い、常に最新の法令に基づき改正を行い、取締役および使用人への周知徹底に努める。

当社は、警察や顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録および経営会議開催記録については、法令および社内規程に基づき作成し、職務所管部署において適切に保存・管理する。

取締役会および経営会議に付議し承認された議案書並びに決裁文書については、各起案部署において適切に保存・管理する。

契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書については、契約締結部署、職務所管部署において適切に保存・管理する。

株主総会議事録はもとより、取締役会議事録、経営会議開催記録をはじめとした取締役の職務の執行

にあたっての意思決定を記録した文書、契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存・管理については、その方法・年限等を定めた文書管理規程および情報セキュリティ規程に基づき適切に行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的リスクや緊急対応を要するリスクが発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応統括責任者として各取締役を指揮し、各取締役はリスク対応統括責任者のもとで担当部門を指揮することにより、リスク発生による損害を最小限に止める。

電車・バス事業におけるリスクについては、第一の使命である安全運行を確保するため、電車、バス部門ごとに制定した安全管理規程をはじめとする社内規程に基づき、リスクの発生時には迅速かつ確実に対応する。また、各部門の指導・教育担当部署は、使用人に対し、定期的にリスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるための迅速な対応について指導・教育を行う。

不動産事業におけるリスクについては、土地・建物の賃貸・販売および保有により発生が予想されるリスクを抽出し、リスク発生時の迅速かつ確実な対応をあらかじめ想定することにより、リスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるように努める。

当社が行う事業における新たな事業機会の検討・実施にあたっては、想定されるリスクについて必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取り入れながら十分な検討を行い、事業の実施にあたっては、想定されるリスクを排除しまたはでき得る限り縮小させたいうえで実施する。

取締役、執行役員およびその他の使用人は、職務の執行の過程におけるリスクを回避するため、法律上の判断を要する場合には顧問弁護士に、会計上の判断を要する場合には会計監査人にそれぞれ適宜相談し、得られた助言・提案をもとに職務を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、電車、バスおよび不動産部門からなる事業本部制を採用し、会社組織全体に関わる企画・管理部門を含めた組織体制のもとで、横断的な業務の運営により、効率的な経営を行う。各本部の業務執行責任者は取締役または執行役員が務め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

当社は、取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会については原則として毎月1回以上、経営会議については原則として毎週開催し、取締役相互による活発な議論を経たいうえで重要事案に対する意思決定を行う。

また、取締役会決議により、取締役に準ずる地位を有する重要な使用人として執行役員を選任し、代表取締役の指揮命令のもとで会社の重要な業務を執行させることにより、効率的な経営を行う。なお、

経営会議には執行役員が構成員として出席し、取締役および執行役員による活発な議論と重要かつ最新の経営情報の共有のもとで、意思決定を行う。

取締役は、長期にわたる安定した収益構造の構築を基礎としつつ経営環境の変化への迅速な対応を目的として策定した経営総合3ヵ年計画を着実に推進し、進捗状況について定期的にフォローアップを行い、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

#### (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の運営管理において、総合企業体としての利益を確保するために関係会社統括要綱を定め、関係会社各社の自主的経営を尊重しつつ、重要事案の決定にあたっては当社への事前協議を求め、また、経営上の重要事項については当社への報告を求める。これらの協議・報告について、当社は必要に応じて取締役会において情報を共有するなどの方法により当該内容の適法性・妥当性やリスク発生の可能性について確認を行い、場合によっては顧問弁護士や会計監査人に相談のうえ、総合企業体として適法・適正に業務を執行する。

当社は、監査室および弁護士事務所を内部通報窓口とする企業倫理ヘルプラインの運用等を通じ、当社および関係会社各社における組織的または個人的な法令違反および不正行為等の早期発見と是正を図る。

当社を含めた関係会社各社は、企業集団としての収益性の向上を図るため、必要に応じて関係会社社長会を開催し、情報共有と相互協力により、関係会社各社における適正かつ効率的な業務の推進に努める。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、決算業務に関する法令改正等の情報をはじめとした情報共有により、企業集団としての適法・適正かつ効率的な業務の推進に努める。

重要な関係会社は、当社に準じて経営総合3ヵ年計画を策定し、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、各本部から独立した部署である監査室が内部監査を担当しており、監査室所属員は監査役の指示により監査役会の職務を補助する旨を職務権限規程において明確にし、監査役は、職務を補助する者として、監査室所属員を直接使用することができる。

監査室所属員の人事異動に関する事項については、人事担当取締役は事前に監査役と協議する。



- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制並びに関係会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員およびその他の使用人は、いつでも監査役の求めに応じて職務の執行状況を報告する。

また、取締役、執行役員およびその他の使用人並びに関係会社統括要綱に定める関係会社の取締役、監査役および使用人は、職務執行の過程において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令および定款に違反するおそれのある事実その他重大な疑義が生じた場合には、監査役へ速やかに報告を行う。当社および関係会社各社は、これらの事実を監査役に報告した者に対し、報告したことを理由とした不利な取扱いを行わない。企業倫理ヘルプラインに関する規程に基づいて通報した者に対しても、通報したことを理由とした不利な取扱いを行わない。

重要な決裁文書については、稟議手続規程に基づき、速やかに常勤監査役へ通知する。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要と認められる費用または債務に対して、監査役からの請求に基づき、速やかに支弁する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会および経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事案に対する協議の内容や意思決定の過程を把握するとともに、取締役および執行役員がこれらの重要な会議で適宜行う業務執行の状況報告を聴取する。

なお、取締役、執行役員およびその他の使用人は、重要な会議の開催にあたり、必要に応じて監査役へ事前に通知し、監査役の取締役、執行役員およびその他の使用人の職務執行に対する監査の機会を確保する。

当社は、代表取締役社長と監査役との情報交換会を、年2回定期的に開催する。

また、上半期・下半期ごとに行われる監査役による定期監査では、課長および室長・部長へのヒアリングを実施し、日常の職務執行に関する詳細な聴取を行い、定期監査終了後に監査結果の報告並びに取締役および執行役員に対する職務執行についてのヒアリングを行う目的で、各取締役および執行役員と監査役との間で情報交換会を開催する。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針」に掲げた体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) コンプライアンスに関する取組み

当事業年度は、取締役会を13回開催し、活発な議論による意思決定を実施しております。また、取締役会で決定した経営の基本方針・基本計画に基づき、重要な業務の執行等について審議、決定する経営会議を45回開催しており、取締役は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを相互に監督しております。

当社の取締役および使用人によるコンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社の役員および社員が従うべき行動準則として「広島電鉄社員行動規範」を定め、冊子の配布とともに社員教育に活用しております。

また、労働法規等、全社的な周知と遵守が求められる法令改正にあたっては、関連する社内規程類および制度の変更等に合わせ、社内規程や法令に関する説明会・研修会を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

企業倫理ヘルプラインの社内通報窓口である監査室に内部通報専用外線電話を開設するとともに、グループ社員が日常的に利用するイントラネットのトップ画面に「企業倫理相談窓口」メニューを設置して、制度の周知と通報しやすい環境づくりを推進しております。

### (2) リスク管理に関する取組み

当社は、経営総合3ヵ年計画の策定にあたり、企業経営に重大な影響を与えるリスクを選定のうえ、必要な対策を実施しております。

特に運輸業においては、電車およびバス部門の業務執行責任者を安全統括管理者として輸送の安全確保に取り組んでおります。また、内部監査を担当する監査室が主体となって定期的に運輸安全マネジメント監査を行い、その結果を踏まえて、代表取締役社長の関与のもとマネジメントレビューを実施しております。

その他、災害等の緊急対応を要するリスクの発生に対して、南海トラフ地震に係る防災対策規程等の社内規程・マニュアルを整備し、訓練等を通じて各種計画の見直しや対策の実効性の向上を図っております。

### (3) 関係会社における業務の適正の確保

関係会社統括要綱に定める事前協議事項および報告事項について、親会社の立場からその内容を随時確認しております。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、半期ごとに関係会社に対してのヒアリングを実施しているほか、当事業年度は広電グループとしての経営方針に関する情報共有を図るために関係会社社長会を開催し、企業集団としての適法・適正な業務の推進に必要な情報の適時共有に努めております。

### (4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

各監査役は、取締役会および監査役会の全てに出席し、監査役の立場で適宜意見を述べております。

代表取締役社長と監査役の相互認識を深める観点から、定期的な会合を年2回開催し、両方で意見交換を行うとともに、代表取締役社長の諸課題への取組み状況を確認しております。また、各取締役および執行役員と監査役との情報交換会や、関係会社各社の監査役による情報連絡会をそれぞれ年2回定期的に開催するほか、社外取締役と監査役との情報交換会を開催するなど、監査役の実効的な監査に資する情報の提供および意見交換の機会を設けております。

監査役と内部監査部門の連携を図るため、監査室は、内部監査の結果を監査役へ報告するとともに、監査役監査の補助業務も行っております。また、監査役監査の監査体制を支援し、監査費用等の環境整備を行っております。

---

※ 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,938</b>
現金及び預金	5,285
受取手形、売掛金及び契約資産	2,514
販売土地及び建物	2,283
未成工事支出金	138
商品及び製品	57
原材料及び貯蔵品	624
その他	2,039
貸倒引当金	△5
<b>固定資産</b>	<b>79,565</b>
有形固定資産	70,426
建物及び構築物	18,353
機械装置及び運搬具	5,504
土地	43,100
建設仮勘定	2,835
その他	631
無形固定資産	557
借地権	28
その他	529
投資その他の資産	8,581
投資有価証券	5,079
長期貸付金	11
繰延税金資産	245
退職給付に係る資産	2,594
その他	756
貸倒引当金	△104
<b>資産合計</b>	<b>92,503</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>23,454</b>
支払手形及び買掛金	951
短期借入金	12,034
1年内償還予定の社債	62
未払金	2,340
未払法人税等	109
未払消費税等	239
未払費用	766
預り金	1,811
賞与引当金	1,055
役員賞与引当金	16
その他	4,065
<b>固定負債</b>	<b>30,354</b>
社債	75
長期借入金	14,522
繰延税金負債	1,225
再評価に係る繰延税金負債	9,829
退職給付に係る負債	1,256
その他	3,445
<b>負債合計</b>	<b>53,808</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>13,903</b>
資本金	2,335
資本剰余金	2,014
利益剰余金	9,618
自己株式	△65
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>23,910</b>
その他有価証券評価差額金	906
土地再評価差額金	22,106
退職給付に係る調整累計額	897
<b>非支配株主持分</b>	<b>881</b>
<b>純資産合計</b>	<b>38,695</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>92,503</b>

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		<b>27,395</b>
<b>営業費</b>		
運輸業等営業費及び売上原価	26,005	
販売費及び一般管理費	5,913	31,919
<b>営業損失</b>		<b>4,523</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	3	
受取配当金	116	
持分法による投資利益	78	
その他	147	345
<b>営業外費用</b>		
支払利息	211	
その他	57	268
<b>経常損失</b>		<b>4,447</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	1	
工事負担金等受入額	338	
運行補助金	2,244	
受取補償金	1	
新型コロナウイルス感染症に係る助成金	1,226	
その他	58	3,871
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	21	
固定資産除却損	6	
固定資産圧縮損	323	
減損損失	233	
投資有価証券評価損	2	
移転補償金	49	
事業撤退損	13	
その他	3	654
<b>税金等調整前当期純損失</b>		<b>1,230</b>
法人税、住民税及び事業税	29	
法人税等調整額	△94	△64
<b>当期純損失</b>		<b>1,166</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		112
<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>		<b>1,053</b>

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,466</b>
現金及び預金	2,523
未収運賃	360
未収金	1,865
未収収益	28
短期貸付金	4
販売土地及び建物	2,040
貯蔵品	568
前払金	72
前払費用	13
その他の流動資産	988
<b>固定資産</b>	<b>72,890</b>
鉄・軌道事業固定資産	14,990
自動車事業固定資産	13,305
不動産事業固定資産	32,289
各事業関連固定資産	2,342
建設仮勘定	2,901
投資その他の資産	7,059
関係会社株式	853
投資有価証券	4,033
長期貸付金	1,256
前払年金費用	1,269
その他の投資等	934
貸倒引当金	△1,288
<b>資産合計</b>	<b>81,357</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>23,090</b>
短期借入金	13,217
1年内償還予定の社債	62
未払金	2,539
未払費用	574
未払法人税等	58
未払消費税等	234
預り連絡運賃	108
預り金	1,302
前受運賃	545
前受金	3,286
前受収益	167
賞与引当金	848
その他の流動負債	142
<b>固定負債</b>	<b>27,354</b>
社債	75
長期借入金	13,216
繰延税金負債	823
再評価に係る繰延税金負債	9,829
退職給付引当金	505
その他の固定負債	2,904
<b>負債合計</b>	<b>50,444</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>7,907</b>
資本金	2,335
資本剰余金	1,975
資本準備金	1,971
その他資本剰余金	4
利益剰余金	3,650
利益準備金	225
その他利益剰余金	3,425
圧縮積立金	47
繰越利益剰余金	3,378
自己株式	△55
<b>評価・換算差額等</b>	<b>23,005</b>
その他有価証券評価差額金	899
土地再評価差額金	22,106
<b>純資産合計</b>	<b>30,912</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>81,357</b>

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>鉄・軌道事業</b>		
営業収益	4,942	
営業費	6,564	
営業損失		1,622
<b>自動車事業</b>		
営業収益	7,432	
営業費	10,633	
営業損失		3,201
<b>不動産事業</b>		
営業収益	6,743	
営業費	4,882	
営業利益		1,860
<b>全事業営業損失</b>		<b>2,963</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	241	
その他の収益	248	489
<b>営業外費用</b>		
支払利息	193	
その他の費用	300	494
<b>経常損失</b>		<b>2,968</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	1	
工事負担金等受入額	318	
運行補助金	1,349	
受取補償金	1	
新型コロナウイルス感染症に係る助成金	880	
その他	31	2,581
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	21	
固定資産圧縮損	317	
減損損失	232	
関係会社株式評価損	29	
子会社整理損	1	
移転補償金	49	652
<b>税引前当期純損失</b>		<b>1,039</b>
法人税、住民税及び事業税	△56	
法人税等調整額	△62	△119
<b>当期純損失</b>		<b>919</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

広島電鉄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

広島電鉄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事務を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

広島電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 尾崎 宏 明 ㊞

社外監査役 坂井 康 成 ㊞

社外監査役 川上 清 一 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 目的の追加

新規事業への進出や従業員等の仕事と介護の両立支援を目的として、当社の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項を追加するものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ②変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### (3) 議決権不統一行使の通知方法の変更

議決権の不統一行使に関する事前通知の方法をインターネットによる通知を可能とすべく、当該規定（現行定款第20条）を削除するものであります。



現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（議決権不統一行使の通知方法）  <u>議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>第21条～第42条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第20条～第41条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></li> <li>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></li> <li>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li> </ol>



## 第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	椋田昌夫 (むくだ まさお)	代表取締役社長	13回/13回
2	再任	仮井康裕 (かりい やすひろ)	専務取締役	13回/13回
3	再任	横田好明 (よこた よしあき)	常務取締役	13回/13回
4	再任	瀬崎敏正 (せざき としまさ)	常務取締役	13回/13回
5	再任	岡田茂 (おかだ しげる)	常務取締役	13回/13回
6	再任	平町隆典 (ひらまち たかのり)	取締役	13回/13回
7	再任	立岩薫 (たていわ かおる)	取締役	13回/13回
8	再任 社外 独立役員	田村興造 (たむら こうぞう)	取締役	13回/13回
9	再任 社外 独立役員	荒本徹哉 (あらかもと てつや)	取締役	10回/10回
10	再任 社外 独立役員	平田かおり (ひらた かおり)	取締役	9回/10回

(注) 荒本徹哉氏、平田かおり氏の出席回数は、2021年6月29日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p><b>再任</b></p> <p>むくだ まさお 棕田 昌夫</p> <p>(1946年11月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1969年 3月 当社入社</p> <p>2003年 6月 当社取締役M・Sカンパニープレジデント</p> <p>2008年 6月 当社常務取締役</p> <p>2010年 6月 当社専務取締役</p> <p>2013年 1月 当社代表取締役社長（現在）</p> <p><b>(重要な兼職の状況)</b></p> <p>広島観光開発(株) 代表取締役会長</p> <p>(株)交通会館 代表取締役社長</p> <p>広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長</p>	47,800株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>棕田昌夫氏は、当社グループの事業全般に精通し、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を推し進めることができること、人格、識見に優れ、長年にわたる当社経営者としての経験とともに、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
2	<p><b>再任</b></p> <p>かりい やすひろ 仮井 康裕</p> <p>(1959年9月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1983年 3月 当社入社</p> <p>2013年 6月 当社取締役呉バスカンパニープレジデント</p> <p>2014年 1月 当社取締役バス事業担当、バス事業本部長</p> <p>2015年 9月 当社取締役バス活性化推進本部長 人財管理本部長</p> <p>2019年 2月 当社取締役 交通政策本部長</p> <p>2020年 6月 当社常務取締役</p> <p>2021年 4月 当社DX戦略室長（現在）</p> <p>2021年 6月 当社専務取締役交通技術研究室、交通政策本部、 人財管理本部担当（現在）</p> <p><b>(重要な兼職の状況)</b></p> <p>宮島松大汽船(株) 代表取締役会長</p>	6,200株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>仮井康裕氏は、2013年に当社取締役に就任後、交通政策、人事に関する業務の他、DX戦略等において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p><b>再任</b></p> <p>よこた よしあき 横田 好明</p> <p>(1963年5月8日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1988年3月 当社入社</p> <p>2015年6月 当社取締役経営企画本部長</p> <p>2015年9月 当社取締役交通政策本部長</p> <p>2019年2月 当社取締役バス事業本部長</p> <p>2020年6月 当社常務取締役（現在）</p> <p>2021年4月 当社経営企画室担当（現在） 地域共創本部長 広報・ブランド戦略室長（現在）</p> <p>2021年6月 当社地域共創本部、バス事業本部担当（現在）</p> <p><b>(重要な兼職の状況)</b></p> <p>広電エアサポート(株) 代表取締役会長 (株)ヒロデンプラザ 代表取締役会長</p>	4,600株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>横田好明氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、バス事業を統括する業務の他、地域との協働、広報・ブランド戦略等において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p><b>再任</b></p> <p>せがき としまさ 瀬崎 敏正</p> <p>(1966年3月15日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1989年3月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社執行役員不動産第二営業グループマネジャー</p> <p>2014年1月 当社執行役員不動産事業本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役 不動産事業本部長（現在）</p> <p>2021年6月 当社常務取締役（現在）</p> <p><b>(重要な兼職の状況)</b></p> <p>広電建設(株) 代表取締役社長 (株)広電宮島ガーデン 代表取締役社長</p>	4,900株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>瀬崎敏正氏は、2015年に当社取締役に就任後、不動産の分譲・販売、賃貸および開発の他、不動産の保守管理や不動産事業の効率的で円滑な運営をサポートする業務において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<b>再任</b> <small>おかだ しげる</small> <b>岡田 茂</b> (1966年2月10日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1989年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員経理管理グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員経営管理本部長 2015年6月 当社取締役 経営管理本部長 (現在) 2021年6月 当社常務取締役 (現在)	4,100株
	<b>取締役候補者とする理由</b> 岡田茂氏は、2015年に当社取締役に就任後、財務、総務、広報、購買、広告および情報システム等に関する業務において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	<b>再任</b> <small>ひらまち たかのり</small> <b>平町 隆典</b> (1956年2月18日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1982年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員電車輸送企画グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員電車事業本部長 2015年6月 当社取締役電車事業本部長 (現在)	7,300株
	<b>取締役候補者とする理由</b> 平町隆典氏は、2015年に当社取締役に就任後、電車事業を統括する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p><b>再任</b></p> <p>たていわ かおる 立岩 薫 (1958年2月1日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1981年4月 広島市採用</p> <p>2010年4月 道路交通局都市交通部長</p> <p>2013年4月 同局次長</p> <p>2015年4月 安佐北区長</p> <p>2018年4月 当社入社・参与</p> <p>2018年6月 当社取締役交通政策部担当</p> <p>2020年6月 当社取締役交通政策本部副本部長 交通政策担当</p> <p>2021年6月 当社取締役交通政策本部長 (現在)</p>	2,100株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>立岩薫氏は、2018年に当社取締役に就任後、地方自治体において交通行政の責任者等を歴任した経験を活かし、交通政策に関する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
8	<p><b>再任 社外 独立役員</b></p> <p>たむら こうぞう 田村 興造 (1951年6月22日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1977年4月 広島ガス(株)入社</p> <p>2009年6月 同社取締役執行役員経営統括本部経営企画部長</p> <p>2010年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>2012年6月 当社社外取締役 (現在)</p> <p>2017年6月 広島ガス(株)代表取締役会長 (現在)</p>	なし
<p><b>社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要</b></p> <p>田村興造氏は、2012年に当社社外取締役に就任後、上場会社の経営者としての豊富な経験を活かし、積極的な意見・提言を通じて、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督していただいていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただいていること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	<b>再任 社外 独立役員</b> <small>あらもと てつや</small> <b>荒本 徹哉</b> (1955年2月3日生) 取締役会への出席状況 10/10回	1977年4月 広島市採用 2011年7月 広島市副市長 2015年7月 (株)広島バスセンター代表取締役社長 2020年4月 学校法人広島文化学園副理事長 (現在) 2021年6月 当社社外取締役 (現在)	6,000株
<b>社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要</b> 荒本徹哉氏は、地方自治体における都市整備に関する業務の責任者や、公共交通に関わる企業の経営者等を歴任した経験を活かし、街づくりや交通政策の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
10	<b>再任 社外 独立役員</b> <small>ひらた</small> <b>平田 かおり</b> (1973年11月26日生) 取締役会への出席状況 9/10回	2002年10月 福岡県弁護士会弁護士登録 2006年7月 広島弁護士会弁護士登録 2015年4月 広島弁護士会副会長 中国地方弁護士連合会理事 2016年4月 広島弁護士会労働法制委員会委員長 2017年4月 広島市固定資産評価審査委員会委員 (現在) 2021年6月 当社社外取締役 (現在)	なし
<b>社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要</b> 平田かおり氏は、弁護士として、特に人事・労務分野において豊富な経験と実績を有しており、当社グループの人事戦略の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、女性の取締役としてダイバーシティの推進とともに、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏は社外取締役候補者であります。なお、3氏は現に社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって田村興造氏が10年、荒本徹哉氏、平田かおり氏が1年となります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定および定款第29条により、社外取締役田村興造氏、荒本徹哉氏、平田かおり氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、3氏が再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以上

(ご参考)

本総会において、第2号議案が原案どおり可決された場合の当社における取締役が有する知識と経験（スキルマトリックス）です。

氏名	当社での地位	専門性・経験						
		1	2	3	4	5	6	7
		企業経営・経営戦略	財務・会計	法務・リスクマネジメント	労務管理・人材開発	運輸・交通政策	不動産・まちづくり	レジャー・観光
椋田昌夫	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	
仮井康裕	専務取締役	●			●	●		
横田好明	常務取締役	●		●		●		●
瀬崎敏正	常務取締役	●					●	
岡田茂	常務取締役	●	●	●				
平町隆典	取締役	●				●		●
立岩薫	取締役					●	●	
田村興造	社外取締役	●		●			●	
荒本徹哉	社外取締役	●	●					
平田かおり	社外取締役			●				

上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を示すものではありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 広電本社ビル 3階会議室

広島市中区東千田町二丁目9番29号



### 【交通機関のご案内】

当社電車にて次の路線をご利用ください。「広電本社前」電停下車すぐです。

- ・ 1号線（広島駅～紙屋町東～広島港）
- ・ 3号線（広電西広島～紙屋町西～宇品二丁目・広島港）
- ・ 7号線（横川駅～紙屋町西～広電本社前）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。